

泉佐野市放課後児童健全育成事業及び
泉佐野市おおさか元気広場推進事業業務委託募集要項

令和7年10月

泉佐野市教育委員会学校教育課

1 目的

泉佐野市において実施している放課後児童健全育成事業については、保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全な育成を図ることを目標に進めてきました。また、おおさか元気広場推進事業については市内小学校の施設を利用して、土曜日や長期休業期間中において安全で安心な子どもの居場所を確保するとともに、体験・交流活動の活性化を図る事業です。

この要項は、泉佐野市放課後児童健全育成事業及び泉佐野市おおさか元気広場推進事業の更なる充実を図るため、複数の業者から企画の提案を受け、市の選考基準により審査したうえで委託業者（以下「最優先候補者」という。）を選考することを目的としています。

2 委託業務

泉佐野市放課後児童健全育成事業業務委託及び泉佐野市おおさか元気広場推進事業業務委託

※業務の詳細については、泉佐野市放課後児童健全育成事業業務委託仕様書及び泉佐野市おおさか元気広場推進事業業務委託仕様書（以下「各仕様書」という。）を参照してください。

3 選考方式

公募によるプロポーザル方式

4 事業実施期間

契約締結日から令和13年3月31日までの5年間。

ただし、期間内であっても業務委託を行うことが適当でないと認めるときは、契約を取り消すことがあります。

5 履行場所

各仕様書「4 実施場所」を参照してください。

6 契約の締結及び準備期間等

最優先候補者として選定された事業者は、令和7年度12月補正予算議決後にすみやかに市と契約の締結を行い、契約日から令和8年3月31日までの間を開設準備期間とし、支援員の確保、組織体制の確立、備品の確認などを行うものとします。なお、開設準備に要する費用は、受託事業者の負担とします。

7 応募の要件

応募事業者は次の要件を満たしていること。

- (1) 大阪府内に本社・支社・営業所のいずれかを置いていること。
- (2) 民法第33条に規定する法人であること。個人で応募することはできません。
- (3) 放課後児童健全育成事業をよく理解し、運営において積極的に協力できる事業者であること。
- (4) 資金計画及び事業計画が確実であり、事業を安定的に継続して行うことが確実に見込まれること。
- (5) 障がい児等支援が必要な児童の受け入れについて、十分な知識と理解を有していること。

- (6) 留守家庭児童会の運営に関する安全管理等について、十分な能力を有していること。
- (7) 泉佐野市内に運営事務所を設置すること。
- (8) 泉佐野市の登録業者であること。

8 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する法人又はその他の団体は、応募事業者となることができません。

- (1) 公募開始の日から契約締結日までの間に、泉佐野市入札参加資格停止要綱に基づく資格停止を受けているもの。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、一般競争入札等への参加資格を有しないもの。
- (3) 直近2事業年度の法人税又は所得税並びに消費税、地方税（府税、市町村民税、固定資産税）、地方消費税を滞納しているもの。
- (4) 放課後児童健全育成事業の運営等について、他の公共団体から業務停止命令又は実施指導等において重大な文書指摘を受け、その日から5年を経過していないもの。
- (5) 会社更生法、民事再生法に基づき更生または再生手続きをしているもの。
- (6) 業務委託選定を行う選定委員の属する法人等。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの。

※ (1)～(7)については、応募の時点から、受託事業者の委託業務期間満了時まで継続して満たす必要があります。

9 失格要件

提案書を提出してから最優先候補者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象から除外する。

- (1) 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- (2) 応募事業者が複数の提案を行った場合
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合

10 管理基準

- (1) 開設日時等
各仕様書「5 実施日時等」を参照してください。

- (2) 法令等の遵守

受託事業者は、次に掲げる法令等を遵守し、委託業務を行わなければなりません。なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例等を制定する予定であり、業務委託公募以降に関係法令等の制定や改正があった場合には、その内容に基づくものとします。

- ①地方自治法
- ②労働基準法
- ③労働安全衛生法
- ④個人情報の保護に関する法律
- ⑤泉佐野市個人情報保護条例及び同施行規則
- ⑥泉佐野市暴力団排除条例及び同施行規則
- ⑦泉佐野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

⑧その他放課後児童健全育成事業に関する法令等

⑨公正採用への対応

大阪府公正採用選考人権推進員設置要綱または大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、一定規模の事業所においては「公正採用選考人権啓発推進員」を設置してください。

(3) 個人情報等の取り扱い及び守秘義務

受託事業者は、留守家庭児童会の運営に関し知り得た個人情報を取り扱う場合については、漏洩滅失または毀損の防止、滅失、改ざん防止、その他個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければなりません。委託期間が終了した後も同様とします。

(4) 申込み及び入会決定等

受託事業者は、申込み及び入会決定等利用者への対応等については、公平かつ公正に行わなければなりません。

(5) 文書等の管理保管

受託事業者は、委託された業務を遂行するにあたり、作成または收受した書類等を適正に管理し保存しなければなりません。

11 市が委託する委託金額

(1) 業務委託料の上限

受託事業者は、委託業務に必要な経費を、市からの業務委託料と留守家庭児童会の会費による収入により運営を行います。見積書については、仕様書に基づき作成してください。人件費、諸経費等の積算の内訳が判明できるように、できるだけ詳細に記載してください。

また、留守家庭児童会の会費等は、受託事業者が保護者との間の契約で、自主的に徴収していただく形となります。ただし、会費等については、市と協議し決定します。

今回の会費等については、泉佐野市の現状や近隣の状況を参考に提案してください。

また、会費の減免制度は、同募集要項の「減免制度の実施基準について」により実施するものとし、減免額を含んで業務委託料を提案するものとします。

5年間の業務委託料は、限度額939,840千円とし、提案についてはこれを上限とします。年間の業務委託料は、業務委託の運営に必要な経費の総額から、会費収入見込額を控除した額とします。※加配人数分の費用は委託金に含まれます。

(令和7年度の会費)

区	分	月 額
通常保育 (長期休業期間を含む)	8月以外	6,300円
	8月	8,200円
長期休業期間のみの保育 ※長期休業期間と終業式及び 始業式の日が利用可	春休み(4月) 夏休み(7月) 夏休み(8月) 冬休み(12月~1月) 春休み(3月)	(トータル)20,900円
	夏休みのみコース	(7月) 3,700円 (8月) 8,200円

延長保育料 1時間100円

18時まで利用の場合の上限は、月額1,000円

19時まで利用の場合の上限は、月額2,000円
おやつ教材費 月額1,200円（おやつ代600円、教材費600円）

(減免制度の実施基準について)

①所得による減免

該当要件	内 容
◎市町村民税非課税世帯	会費半額免除
◎生活保護費受給世帯	(※延長保育代・おやつ代・スポーツ保険代は除く)

②同一世帯の複数利用による減免（兄弟姉妹入会減免）

2人目以降児童1人につき、月額1,000円を免除

※①と②の併用は不可

また、この事業については、社会福祉法第2条に定める第二種社会福祉事業である放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3）として実施しますので、消費税については非課税扱いとなります。

業務委託料の支払方法等

年間の業務委託料の支払は、月払いとし、端数につきましては年度末に支払うものとする。

12 支援員等について

- (1) 仕様書に記載している支援員等の配置基準及び資格要件を満たすこと。
- (2) 本業務を引き継ぐ場合の具体的な方法について提案すること。
- (3) 受託事業者の準備期間等に、現在、泉佐野市放課後健全育成事業に従事している者が受託事業者への転籍を希望した場合は、令和7年度中については、原則として優先的に雇用すること。

13 応募・選定手続き

(1) 日程

募集要項等の配布	令和7年9月17日（水）から
質疑の受付	令和7年9月22日（月）から9月25日（木）
質問に対する回答	令和7年10月1日（水）
応募期間	令和7年10月2日（木）から 令和7年10月8日（水）まで
プレゼンテーション	令和7年10月中旬予定
最優先候補者決定	令和7年10月下旬予定

(2) 募集

①募集要項等の配布

泉佐野市ホームページ上で配付する。

ホームページ：<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kyoiku/gakkokyoiku>

②担当部署

泉佐野市教育委員会 学校教育課

〒598-8550 泉佐野市市場東一丁目1番1号

電話 072-493-2090（直通）

E-mail g-kyouiku@city.izumisano.lg.jp

③配布書類

- ア 泉佐野市放課後児童健全育成事業業務委託募集要項
- イ 泉佐野市放課後児童健全育成事業業務委託仕様書
- ウ 泉佐野市おおさか元気広場推進事業業務委託仕様書

14 応募方法

- (1) 応募方法 応募期間内に応募書類を、直接持参してください。
- (2) 応募期間 令和7年10月2日(木)～令和7年10月8日(水)の
午前8時45分から午後5時15分まで(ただし、土日祝日は除きます。)
- (3) 提出場所 泉佐野市市場東一丁目1番1号
泉佐野市役所 学校教育課 学事係
- (4) 提出書類 応募に当たっては以下の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出していただく場合があります。

番号	書類名	要提出
1	プロポーザル参加申請書(様式第1号)	○
2	定款、寄附行為、又はこれらに準ずる書類	○
3	登記事項証明書	○
4	貸借対照表、収支決算書その他経営状況を説明する書類	○
5	納税証明書 ※発行日より3ヶ月以内のもの ・国税「様式その3の3」 ・府税「未納のない証明書」 ・泉佐野市税「市税について、未納の税額がない証明」 ※泉佐野市税については市内に支店等がある者のみ	○
6	印鑑証明書	○
7	応募提案書	○
8	日本産業規格に準拠したプライバシーマークの認証の取得を証明する書類の写し	○
9	不測の事態発生時の独自の対応マニュアル	※
10	放課後児童健全育成事業に係るマニュアル	※
11	その他市長が特に必要と認める書類	

※独自のマニュアルがある場合にのみ提出

- (5) 応募書類の提出部数及び提出方法 正本1部及び副本(複写)5部
- (6) 応募にあたっての留意事項
 - ①応募事業者は、プロポーザル参加申請書(様式第1号)の提出をもって、この実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
 - ②応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。
 - ③応募書類提出後は、応募書類の内容の変更、再提出、差し替えは原則としてできません。
 - ④応募書類は、原則日本工業規格A4判とし、ファイル等に綴じて提出してください。
 - ⑤応募に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
 - ⑥提出された書類は、いかなる理由にかかわらず、返却しません。
 - ⑦選考結果についての疑義は、一切認めません。
 - ⑧応募の受付後に辞退する場合は、評価審査までに、辞退届(様式自由)を提出してく

ださい。

- ⑨応募事業者から募集要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、採用した応募書類等の著作権は、市に帰属するものとします。
- ⑩企画提案書及びプレゼンテーション審査等で提案された内容は、実現可能なものとして仕様書に規定されたものとみなす。実現性が低いにもかかわらず提案するようなことはしないこと。

(7) 質疑応答

- ①質問は質問書（様式第2号）により、学校教育課へ電子メールにより提出してください。
- ②回答は、質疑のあった事業者名は非公表としたうえで、質疑事項への回答を全て取りまとめて、市のホームページで公表します。

(8) 選定方法

選定については、まず第1次審査（資格審査及び書面審査）を行い、これらに適合していると判断した団体について、第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行います。

プレゼンテーションへの参加者は3名までとし、本事業の主となる担当者は必ず参加すること。

プレゼンテーションを20分、質疑応答を15分とする。但し、質疑応答については、延長する場合がある。

※前記「7 応募の要件」を満たしていない場合、「8 応募事業者の制限」に抵触する場合、「9 失格要件」に該当する場合は、プロポーザルに参加することができません。プロポーザル参加申請書を提出した事業者に対して、参加の可否、第2次審査の日時を通知します。

(9) 選定の基準

応募事業者の選定の評価基準は以下のとおり。

①企業評価

- ・放課後児童健全育成事業及びおおさか元気広場推進事業の業務実績、受託体制
- ・経営母体の財務健全性
- ・泉佐野市放課後児童健全育成事業及び泉佐野市おおさか元気広場推進事業の基本的方針及び事業計画
- ・事業運営の安定性、継続性

②業務遂行能力評価

- ・支援員等の組織体制
- ・支援員等の勤務体制と確保
- ・支援員等の研修計画
- ・利用者等の登録
- ・利用申込み等の事務、会費等の管理
- ・関係機関との連携
- ・留守家庭児童会の安全管理及び危機管理体制
- ・個人情報保護対策
- ・新しい魅力ある提案について

③コスト評価

- ・効率的で、適正に積算されているか。
- ・コスト削減の取り組みがあるか。

(11) 選定結果の通知

選定結果は、評価審査対象のすべての団体に文書で通知します。11月初旬頃を予定しています。また、第2次審査における選考結果は、市のホームページで公表します。

15 契約及び協定の締結

最優先候補者は、令和7年泉佐野市市議会12月定例会で債務負担行為が議決後にすみやかに契約を締結するものとし、契約日から令和8年3月31日までを準備期間とします。

事業の実施期間については、令和8年4月1日から令和13年3月31日とし、年度ごとに運営及び会費の上限額等にかかる協定を締結するものとし、

なお、議会での否決した場合は、本契約の締結は無効となり、それ以前に必要であった開設等に関わる準備物等の負担は受託事業者が負担することとする。

16 その他留意事項

業務委託期間終了後、若しくは業務委託取消し等により、委託業務を引継ぐ際は、必要なデータ等について提供するなど円滑な引継ぎに協力しなければなりません。